

被告が日本に住所等を有しない不法行為訴訟の 国際裁判管轄に関する一事例

A Case Study on a Judgment Rendered by Tokyo District Court as to Jurisdiction Based on Tort Claim on September 5, 2014,

山田恒久^{*1}

Tsunehisa Yamada

最近、インターネットを介してなされた eメールの内容による名誉毀損、及び夫が妻とは異なる第三者との間でした不貞行為を理由とする損害賠償請求についての判決が、東京地裁において下された（東京地裁平成26年9月5日判決）。事案は、日本人夫婦が原告となって、米国ニューヨーク州に居住する被告女性からインターネットを介して日本の会社及び個人に eメールが送信され、その内容により名誉を毀損され損害を被ったとしてその賠償を求めるとともに、原告の一方である妻が、その請求に加えて、夫と被告とが不貞行為を行った事により損害を被ったとしてその賠償を求めて、日本の東京地裁に訴えを提起したとというものである。東京地裁はこれに応じて、不貞行為に基づく損害賠償の請求に係る訴えに関する我が国の国際裁判管轄についてはこれを否定するとともに、名誉毀損については、これを認め、請求の一部を認容した。

本稿は、この東京地裁判決で示された不法行為に基づく損害賠償の訴えに関する管轄の有無の決定規範について若干の検討を試みるものである。

On September 5, 2014, Tokyo District Court rendered a judgment as to defamation on the Internet. The circumstance of the case is as follows. Plaintiffs, who were Japanese married couple, brought an action in Tokyo district court for damages. They argued that they were libeled by defendant, who was an individual resided in New York, with sending e-mail some defamatory articles of plaintiffs to a company and individuals in Japan. In addition to this, one of Plaintiffs, who was a wife, claim damages and argued that the other plaintiff, who was the husband, and defendant committed a tort of alienation of affections.

Tokyo district court denied the adjudicate jurisdiction as to one part of the action which was a claim based on the tort of alienation of affections, and awarded the other part of the action which was a claim based on the tort of defamation.

In this case study, it will be reviewed whether the rule that was indicated by the judgment is reasonable.

*1: 獨協大学 情報学研究所所長

1. はじめに

本稿では、東京地裁平成26年9月5日判決(判例時報2259号75頁)について検討する。本件の事案は、日本人夫婦が原告となって、米国ニューヨーク州に居住する被告女性からインターネットを介して日本の会社及び個人にeメールが送信され、その内容により名誉を毀損され損害を被ったとしてその賠償を求めるとともに、原告の一方である妻が、その請求に加えて、夫と被告とが不貞行為を行った事により損害を被ったとしてその賠償を求めて、日本の東京地裁に訴えを提起したというものである。東京地裁は、不貞行為に基づく損害賠償の請求に係る訴えに関する我が国の国際裁判管轄についてはこれを否定するとともに(但し、関連請求の裁判籍を理由に管轄自体は肯定した)、名誉毀損については、これを認め、請求の一部を認容したというものである。

外国から送信されたeメールの内容についての不法行為に基づく損害賠償請求に関するものであったため、情報学研究の一分枝の問題として、検討を重ねてきた。そうした状況の中で、偶々、本東京地裁判決に関する評釈として別稿を執筆する機会を得た¹。この別稿においては、紙数の関係から大幅な文字削減が必要となり、論旨の一部を簡略化せざるをえなかった。本稿は、その折りに作成した簡略化前のものである。もとより、既に発表した別稿とその骨子においては大きな変更はない。とはいえ、簡略化によって削除された表現や説明が補充されることにより、別稿の理解も容易となると思われる。本稿はこうした意図に基づいて発表するものである。

2. 判決の概要

2.1 事案の概要

X1(妻、甲事件原告、日本人)とX2(夫、乙事件原告、日本人)とは、平成7年1月頃から交際を始め、平成8年頃に前後して米国ニューヨーク州に渡航した。その後、X1は、同地の大学に進学し、その卒業後は、同地でダンスの公演及び指導活動を行い、平成12年11月に、米国に転出する旨の住民登録上の届出をした。しかし、米国のグリーンカードを所持しておらず、永住権を有していなかった。そして、平成19年3月から平成22年9月までの間、米国に滞在したのが1159日、日本に滞在したのが142日、その他外国に滞在したのが119日であった(特に、平成21年8月3日から同年12月9日まで米国に、同月10日から平成22年2月17日まで日本に、同日から同年6月30日まで米国に、同年7月1日から同月16日

まで日本に、同日から同年11月3日まで米国に滞在した)。なお、X1は、平成12年に東京都中野区に新築された建物を母親と共有し、その持分5分の1を有している。また、X1は、平成24年1月以降口頭弁論最終時まで主としてニューヨークで生活しており、日本に住むX2とは別居を続けている。他方、X2は、平成13年にニューヨークで同州法に基づいて設立したデザイン会社を拠点に写真家として広告雑誌などの仕事をしており、米国のグリーンカードを所持して、永住権を有していた。その後、平成18年頃には、東京都港区に所在する家を間借りし、東京都渋谷区所在の会社ともマネジメント契約を締結し、雑誌、カタログ、広告等の撮影を行い、平成21年頃からは、日本国内で写真美術作家としての活動し、同年末には、ニューヨークの事務所を閉鎖して、主として日本国内で活動するようになった。写真家としての活動を日本中心にしてからは、X2は、主としてX1と過ごす目的でニューヨークに渡航しており、平成19年9月から平成22年9月までの3年間に、日本に573日間、ニューヨークに486日間滞在していた。平成22年2月15日にXらは日本で婚姻した(同年11月に三重県において挙式)。Y女(被告、日本人)は、東京都文京区に住民登録をし、医師である訴外A(Yの夫)とともに同所に居住していたが、Aが、ニューヨークの病院で勤務することになったため、平成20年6月に、住所を米国と登録して、ニューヨークに転居し、Yの夫の勤務先から貸与を受けた住居に入居し、ニューヨークで着物スタイリストとして活動を開始し、欧米で活動をしていた。

X2とYは、平成21年10月頃ニューヨークで出会い、食事をするなどの交際を続け、Xらが婚姻した後も、互いに配偶者がいることを知りながら交際を続け、平成21年10月頃から平成22年9月頃までの間に、X2とYとの間で、約195回にわたる携帯電話の受発信と多数のメールのやり取りがあった(判旨では、平成22年5月頃及び平成22年8月ないし9月上旬頃、ニューヨークにおいて不貞行為をしたことが推認されている)。平成22年9月頃、Yが妊娠した可能性があることをX2に告げたことから、両者は不仲となり、Yは、X2に対し約5000ドルの中絶費用を負担するよう要望し、お互いにメールを削除することを提案するメールを送った。

X1は、X2が多数回の通話をしていた状況から、X2の浮気を疑い、平成22年9月16日、ニューヨークの自宅において、X2の通話記録及びクレジットカー

ドの利用履歴を調べた上、日本に帰国したX2に電話をして問い質したところ、X2はYとの不貞行為を認めた。これを知ったX1は、Yの夫の職場のメールアドレスに、平成22年9月17日頃、YとX2のことで至急会って話したいというメールを送り、同日に重ねて、どうしても話をしなければならないので、これから勤務先に向かうというメールを送り、Yの夫が勤務する病院付近まで行った。しかし、その後、同病院に近づいたことはなかった。X1は、平成22年9月18日、Yの夫の携帯電話の留守番電話にメッセージを残した上、Yの夫が職場で使用しているメールアドレスに対し、X2とYが不貞行為をした旨のメールを送った。

Yは、平成22年9月20日頃、X2と仕事上又は私的な関係のある、ニューヨークに所在する写真館のオーナーのB及びその妻C(いずれも訴外)、並びに、東京都港区所在の美術品ギャラリーのオーナーのD、同所所在の写真家E、及び神奈川県鎌倉市所在する公益法人Fの事務所に対し、X2とYが不貞行為をしていないのに、X1が不貞行為を疑い、Yの夫の職場に何度も乗り込んだこと、及び、X2が精神病であり、女性関係が派手であることなどの内容のメールを送った。さらに、Yは、F及びDのギャラリーに、同様の内容の電話をした。

YがX1の夫であるX2と不貞行為をしたことに基づく慰謝料、及び、「YとX2が不貞行為をしていないにもかかわらず、X1が不貞行為を疑い、Yの夫の職場に押しかけて困っている」という内容の電子メールを送信するなどの名誉毀損行為をしたことに基づく損害賠償を求める訴えを、平成23年4月に、X1がYに対して提起し(甲事件)、同メールの送信が名誉毀損及び信用毀損行為に当たることを理由として、平成24年4月以降に、X2が不法行為に基づき損害賠償を求める訴えをYに対して提起したのが(乙事件)本件である。

2.2 判旨

一部認容・一部棄却

「国際裁判管轄に関する規定がなかった改正前民訴法の下では・・・民訴法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、原則として、日本の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を日本の裁判権に服させるのが相当であるが、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、日本の国際裁判管轄を否定すべきである(最高裁平成9年11月11日第三小法廷判決・民集5

1巻10号4055頁)。」

「自然人について、改正前民訴法4条2項は、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは最後の住所によって普通裁判籍が定まるとしている。日本に最後の住所がある場合に、常に同項により国際裁判管轄が生じると解すると、応訴を強制される被告の負担が重く、当事者間の公平を害するから、国際裁判管轄原因としては、同項は、Yに外国にも住所・居所がない場合に適用されると解するのが相当である。・・・甲事件の訴え提起の時点のYの住所はニューヨークにあったと認められるから、甲事件について、同項に依拠して日本の国際裁判管轄を認めることはできない。」

「X1は、平成23年1月26日から同年12月28日までのうち、日本に滞在したのはわずか6日間で、それ以外の大半をニューヨークで過ごしたものと認められ、甲事件の訴え提起時点(平成23年4月21日)のX1の住所は、ニューヨークにあったと認められるから、甲事件について、金銭債務の義務履行地である債権者の住所が日本にあることを理由として日本の国際裁判管轄を認めることはできない。」

「日本に住所等を有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定(改正前民訴法5条9号)に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である(本件最高裁判決一判決書の「事実」のX1の主張中に、「最高裁平成13年6月8日第二小法廷判決・民集55巻4号727頁(以下「本件最高裁判決」という)として略称が示されている。筆者)・・・これを本件についてみると・・・YとX2の交際は平成21年10月に始まり、不貞行為は平成22年5月から9月までの間にニューヨークで行われ・・・X1は、その大半をニューヨークで過ごし、Xら夫婦は、X2がニューヨークに住むX1の所に赴く形で共同生活を営んでいたから、婚姻共同生活の平和を害する結果はニューヨークで生じている。したがって、不法行為地はニューヨークであるから、甲事件のうち不貞行為に係る損害賠償請求につき、不法行為地の裁判籍の規定に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定することはできない。」(判旨1)

「これに対し・・・YによるX1に対する名誉毀損行為

の一部は、日本国内の東京都及び神奈川県に向けてメールを送信する方法及び電話をかける方法で行われているから、日本国内に不法行為地がある。また、…本件メールの文面は、X1が、精神的に混乱し、YとX2は不貞行為をしていないにもかかわらず、不貞行為をしていると疑い、Yの夫の職場に何度も乗り込んでY夫婦に迷惑をかけており、これ以上続くのであれば、警察を呼ばなければならないなどの事実を指摘するものであって、X1が精神的に混乱し、ありもしない不貞行為(ママ)疑って何度もYの夫の職場に乗り込むという異常な行動をしたとの印象を与える内容であって、X1の名誉を毀損する内容であるから、Yが日本においてした行為によりX1の法益に損害が生じたとの客観的事実関係も証明されている。

よって、甲事件のうち、X1に対して日本でされた名誉毀損行為に係る損害賠償請求について、日本の国際裁判管轄を認めることができる。」(判旨2)

「民訴法3条の3第8号は、不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。)は、日本の裁判所に提起することができるとして、…ただし、不法行為があった地が日本国内にあるというためには、Yが日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されることが必要である(最高裁平成26年4月24日第一小法廷判決・裁判所時報1603号129頁)。…これを本件についてみると…Yによるメールは、日本国内で活動するX2の関係先である東京都及び神奈川県に向けて送信されている。そして…Yが送付したメールの文面は、X2が精神病で通院していること、多数の女性と関係を持っていることを指摘するもので、X2が精神病に罹患し、多数の女性と関係を持つ反倫理的な人物であるとの印象を与える内容であって、X2の名誉を毀損する内容であるから、Yが日本においてした行為によりX2の法益に損害が生じたとの客観的事実関係が証明されている。

よって、X2に対して日本においてされた名誉毀損行為に係る請求について、日本の国際裁判管轄を認めることができる」(判旨3)。

3. 本件判旨の規範について

3.1 問題の所在

甲事件の訴えは、平成23年法律第36号によって

改正された民訴法(以下、この法律による改正前の民訴法を「改正前民訴法」(本稿で扱う民訴法5条各号及び同7条は、この改正の前後で文言の変更は無い。本稿では、混乱を避けるため本件判旨が用いた表現に統一した)、改正後の民訴法を「改正民訴法」という。)の施行前に提起された。そのため、国際裁判管轄に関する甲事件の判旨は、それまでの判例法理である改正前民訴法に規定されている裁判籍のいずれかが日本に所在する場合で、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反する特段の事情がないときに限り日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるという規範を前提とする。そして、とりわけ、改正前民訴法5条9号に定められている不法行為地の裁判籍に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、いわゆる客観的事実証明説を採用する旨を判示したウルトラマン事件最高裁判決(最二小判平成13・6・8・民集55巻4号727頁、以下、「平成13年最判」という。)を引用して、これを規範とし、不貞慰謝料請求(に係る訴え)については我が国の国際裁判管轄を否定する旨が判示された(判旨1)。

他方、名誉毀損行為をしたことを理由する不法行為に基づく損害賠償請求に係る訴えについては、不法行為地が日本国内であることを認めて、我が国の国際裁判管轄を肯定する旨が判示された²(判旨2)。

また、甲事件係属の後で、改正民訴法施行後に提起された乙事件の訴えの国際裁判管轄については、改正民訴法3条の2以下が適用された。そして、判旨2と同様に、不法行為地が日本国内であることを認めて、我が国の国際裁判管轄を肯定する旨が判示された(判旨3)。

なお、本判決では、その他に、改正前民訴法5条1号及び同法7条に依拠する国際裁判管轄の判断、並びに、不法行為に基づく損害賠償請求を通則法18条、20条、21条及び22条を適用して、準拠法を決定し実体判断がなされている。本稿では紙数の関係から、これらの判旨の検討は割愛し、上に掲記した判旨1、判旨2及び判旨3についてのみ検討する。

3.2 不法行為の国際裁判管轄の管轄原因

平成13年最判の、改正前民訴法5条9号に定められている不法行為の裁判籍に基づいて我が国に国際裁判管轄を認めるために証明が必要な事実に関する判旨は、「被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」というものであった。平

成13年最判のこの点に関する規範を適用した下級審の裁判例で、我が国の国際裁判管轄が肯定されたものには、①東京地中間判平成18・4・4(判時1940号130頁、日本法人である原告が、米国法人(共同被告)が製造し、台湾法人(共同被告)から輸入した製品に欠陥があることを理由に損害賠償を求めて提起した訴えに応えた裁判例)、②東京地判平成19・11・28(裁判所ウェブサイト、LX/DB28140016、特定のデータ伝送方式に関する発明の特許権を有すると主張する日本法人(原告)が、米国法人(共同被告)及びその子会社(日本法人、共同被告)に対し、被告の製品を内蔵したモデムの日本における譲渡などの行為が、原告の特許権の間接侵害行為に当たるとして損害賠償を求めて提起した訴えに応えた裁判例)、③知財高判平成22・9・15(判タ1340号265頁、モータなど機械部品を製造する外国の会社(被告・被控訴人)が我が国で閲覧可能なウェブサイトにおいて、日本の会社(原告・控訴人)の有する我が国の特許権を侵害する虞のある製品について譲渡の申出をしたことにより損害が生じたとして、原告が損害の賠償などを求めて提起した訴えが却下されたためになされた控訴に応えた裁判例)³、④大阪地判平成23・7・25(判時2184号74頁、外国法人から仕組債を購入して年金共済基金を運用した日本の団体の年金共済加入者である日本人らが、この運用によって損失が生じ、年金掛金の返還を受けられなくなったとして、外国法人らに対して提起した損害賠償を求める訴えに応えた裁判例)などが挙げられる⁴(以下、①～④として引用する)。

改正前民訴法の解釈として、不法行為に関する訴えの国際裁判管轄の管轄原因となる「不法行為地」には、原因行為地と結果発生地の何れもが含まれると考えられていた⁵。これに比して、平成13年最判の判旨で判示された規範は、「被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」というものであって、これをあえて、「被告がした行為により原告の法益について損害が我が国において生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる」(下線は何れも筆者)と修飾関係を変えて読むことには無理があるように思われる。したがって、あくまでも、平成13年最判自体は原因行為地が我が国内である場合について判示したものと評価すべきもののように思われる⁶。したがって、平成13年最判の判旨の規範を厳格にあてはめれば、原因行為地が我が国内に所在

しないことを認めれば足り、結果発生地も我が国内に所在しないことの認定は不要とも考えられる。しかし、平成13年最判の判旨には、原因行為地のみならず結果発生地が我が国内に所在する場合もこれに派生する系として含まれているという解釈が一般的である⁷。また、前掲の裁判例の内、①では、結果発生地が我が国であると認定されて、我が国の国際裁判管轄が肯定された⁸。また、②では、平成13年最判を引用しながら、実際には、「原則として、[1]原告主張に係る不法行為の客観的事実の存在及び[2]そのうちの実行行為地又は損害の発生地が日本国内であることが証明されれば足り、違法性や故意過失については立証する必要はないと解するのが相当である」と判示して、結果発生地が我が国内に所在する場合も含めて新たな規範を提示した上で、我が国内に結果発生地が所在すると認定して、我が国の国際裁判管轄が肯定されている⁹。さらに、④も、平成13年最判をそのまま引用しながら、原因行為(説明不十分な仕組債購入の契約行為)地と結果発生(購入した仕組債の償還不能による損害に発生)地の何れもが日本国内に所在すると認定されている¹⁰。したがって、これまでの裁判例の傾向も、原因行為地と結果発生地の少なくともいずれか一方が(選択的に)我が国内に所在することが管轄原因事実となるという取扱いをしているように見受けられる。そして、原因行為地と結果発生地の少なくとも何れか一方が我が国内に所在することが管轄肯定の条件であるならば、これを否定する場合には、原因行為地も結果発生地の何れも日本国内には所在しないということが認定されなければならないことになると考えられる。

3.3 平成13年最判の妥当範囲

前掲①～④とは異なり、平成13年最判以降に、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えについて我が国の国際裁判管轄が否定された下級審の裁判例としては、⑤A国法人(原告)の元役員(被告、A国在住)が、原告法人を退社した後に別の法人に転職するに当たり、転職予定であることを秘匿して欺罔により営業秘密を不正に取得して開示した事などを理由に、このA国法人が不正競争防止法に基づく損害賠償の一部を請求した訴えに応えた裁判例(大阪地判平成16・2・5LX/DB 28090764)、⑥我が国の海運会社が、外国の海運会社が所有する船舶を再備船して船積みした積荷が航海中に海中に転落した事故により損害を受けたとして、この外国の海運会社と保険会社に対して不作為の義務違反があったと

して、損害賠償を求めて我が国の裁判所に提起された訴えに応えた裁判例(東京地判平成18・10・31判タ1241号338頁)、⑦外国為替取引を我が国の会社に代行させていた外国会社Y1が偽装倒産したことにより、預託金の返還請求権の行使が妨害されたとして、この外国会社の取締役を被告として日本人が我が国の裁判所に損害賠償を求めて提起された訴えに応えた裁判例(東京地判平成20・6・11判時2028号60頁)、⑧前掲③事件の原審判決(大阪地判平成21・11・26判時2081号131頁)などがある(以下、⑥～⑧として引用する)。これらの裁判例もほぼ一致して平成13年最判が引用されている。

ところで、平成13年最判で判示された、「被告が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係」とは、その調査官解説では、(a) 原告の被侵害利益の存在、(b) 被侵害利益に対する被告の行為、(c) ' 損害の発生、(d) (b)と(c) ' との事実的因果関係として説明されている¹¹。そして、ここにいる客観的事実関係については、一般的にもこの説明が前提となって理解されているようである¹²。

こうした一般的な理解を前提にすると、①～⑧裁判例は、概ね平成13年最判に依拠した判断が行われている¹³。

ところで、平成13年最判で想定された典型的な不法行為とは異なった特別な不法行為の類型が争われた裁判例については、その証明すべき事実の範囲に若干の相違がある。たとえば、作為義務違反(不作為)が問われている⑥¹⁴、共同不法行為に関する裁判例である②¹⁵、及び、特許権侵害に関する⑧¹⁶などは、平成13年最判で示された事実よりも加重されて、より多くの客観的事実の証明が求められている。

こうしたことから、平成13年最判で想定された典型的な不法行為とは異なった特別な不法行為の類型においては、平成13年最判がそのまま妥当するとはいきえず、限界があるようにも思われる。そして、そこで採用された客観的事実証明説を維持するのであれば、より精密な規範が模索される必要があるようにも思われる。あるいは、単に、特別な不法行為の類型についての規範に関する平成13年最判の修正にとどまるのではなく、その基礎となっている客観的事実証明説自体の規範としての適性を疑われるようにも思われる(本判決の評釈の範囲を超えるため、ここでは詳論しない¹⁷)。

4. 検討

4.1 判旨1について

すでに指摘したとおり、不法行為の国際裁判管轄を否定する場合には、原因行為地と結果発生地のいずれもが我が国に所在しないことが認定されなければならない。本件判旨でも、不貞行為を理由とする不法行為について、原因行為地(不貞行為自体)と結果発生地(婚姻共同生活の平和を害する結果の発生地)の2つの地の何れもが、米国ニューヨーク州に所在し、我が国内には所在しないと認定されている。このような認定を前提に、不貞行為を理由とする不法行為の国際裁判管轄を否定した本件判旨は、正当なものとして首肯することができる。

4.2 判旨2について

本判決の判旨2では、名誉毀損に関する行為地の認定においては、名誉を毀損する内容を含む米国内で我が国内(東京や神奈川)に向けて、名誉を毀損する内容を含むメールが送信されたこと及び(電話を)架電したことが、被告が我が国においてした行為と認定されている。メールの送信行為や架電行為は米国内で行われ、その結果が我が国の中に表れているに過ぎないから、あるいは原因行為は外国で行われ、その結果が我が国で生じたと評価すべきかとも考えられる。実際に、③では、特許権の侵害行為と考えられる「譲渡の申出行為」について、インターネットのウェブサイトを利用した申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになると解するのが相当であると判示されている。そのため、被告のした行為の行為地、すなわち、原因行為地が、現実の行為の着手地(発信行為地)とその到達地(受領地)のいずれであるかが必ずしも判然としない。しかし、平成13年最判においては、香港から郵送された「警告書」が我が国の企業に到達したことをもって、「被告が我が国においてした行為」が行われたものとして、原因行為地が日本国内であると認定されており、本件で認定されたメールの送信及び受信の状況と類似している。したがって、③とは異なり、この点に関する本件判旨は、メールが日本に発信され、これが日本で受信されたことをもって被告が我が国においてした行為と認定している点で、平成13年最判に忠実なものと思われる。

4.3 判旨3について

不法行為に関する訴えについて我が国の裁判所

の国際裁判管轄に関して新たに定められた改正民法3条の3第8号の解釈においても、平成13年最判のいわゆる客観的事実証明説が妥当するとされている¹⁸。また、営業秘密の開示の差止めを命じる米国加州判決の我が国での執行が我が国において求められた事例において、最一小判平成26・4・24(民集68巻4号329頁)においても、この考え方が妥当する旨が判示されている(但し、この裁判例は、間接管轄に関するものである)。判旨3において、改正民法3条の3第8号を適用規範とした上で、判旨2と概ね同様の判示がなされたことは、こうした傾向に一致すると思われる。

5. おわりに

マウスのクリックやスマホのタッチにより、外国のサイト(サーバー)との情報のやりとりが瞬時に行われるというように、インターネットの普及によって、生活が国境を越えることを容易にした。場合によっては、情報の交換が国境を越えていることさえ認識されないこともある。こうした状況の中では、外国に所在する、たとえばPCやスマホなどの、入力端末から送信されたeメールの記載内容が、我が国で損害を生じさせたとして、その損害の賠償が求められることも想定される。

情報学研究の一分枝という観点から、その細部の捨象により誤解が生じることを畏れずに、本判決の結論を概略すれば、「外国に所在する個人が、日本の会社や個人に向けて、他人を中傷誹謗する内容を含むeメールを発信した場合には、その被害者は当該記載内容により名誉を侵害されたと主張して、その損害賠償を求める訴えを我が国の裁判所に提起することができる可能性が高い」ということになる。

これに比して、かつて検討した最一小判平成28・3・10(民集70巻3号846頁)では、「外国の会社のウェブサイトによって掲載された記事により、日本人又は日本法人の名誉が侵害され、経済的損失を被ったと主張して、その損害賠償

を求める訴えが我が国の裁判所に提起されたとしても、我が国の裁判所はその訴えを取り上げない(却下する)可能性が高い」という結論が得られた¹⁹。

ウェブサイトのホームページの書き換えと、eメールの送信とは、いずれもサーバーに対するテキスト文字の書き込みである点では異ならない。したがって、外国に所在する入力端末の操作という外形的な行為は、ウェブサイトのホームページの書き換えと、eメールの送信とでは何ら変わるところはないように思われる。そのため、本来なら、両者は同様に扱われるべきものであろう。しかし、前掲最一小判平成28・3・10の判旨では、ウェブサイトのホームページの書き換え行為は、外国で為された行為と評価され、他方、本件判旨では、eメールが外国に所在する入力端末から日本に向けて送信され、それが日本において閲覧されたときには、被告の行為は「我が国で行われたもの」と評価された。そして、このウェブサイトのホームページの書き換えと、eメールの送信行為とに関する異なる評価が原因となって、結論の相違を生んでいるようにも思われる。

ウェブサイトのホームページについては、閲覧者の積極的なアクセスを要する点で、eメールの受信とは感覚的に異なるようにも思われる。しかし、実際には、eメールの受信も、受信端末から特定のサーバーに書き込まれているファイルをダウンロードするものである。したがって、受信する個人が積極的にサーバーにアクセスするというものである。こうしたことから、ウェブサイトのホームページの閲覧者も、eメールの受信者も、ともに受け手の積極的関与を要するものであり、この点に両者の差異を見いだすことも困難であるように思われる。したがって、こうした差異を設けるような結論には疑問が残るが、なお検討を要する事項を含むため、本稿では問題の指摘にとどめたい。

¹ 拙稿「本件評釈」『速報判例解説(19)(法学セミナー増刊)』325～328頁。

² その結果、改正前民法7条に定められている併合請求管轄が、不貞行為に基づく損害賠償請求に係る訴えについても認められることとなった。

³ ③事例については、必ずしも明示的ではないが、平成13年最判の枠組みに沿った判示がなされていると思われる。なお、高橋宏司「判批(③評釈)」平成22年度重判ジュリ臨増1420号(2011年)360頁でも、この裁判例が平成13年最判を引用してはいないが、同旨の判示をしていると指摘されている。他方、横溝大「判批(③評釈)」ジュリスト1417号(2011

年)173頁では、損害の発生や因果関係に関する言及がない点を考慮すると、この裁判例が客観的事実説を採用したものと位置付けることには抵抗があると指摘されている。

⁴ 平成13年最判の判旨で示された要証事実、学説の状況、及び、同最高裁判決以降の下級審の裁判例の分析については、拙稿「判批」ジュリ1463号124頁参照。

⁵ 改正前民法の解釈として、たとえば、齊藤秀夫ほか『注解民事訴訟法(5)[第二版]』(第一法規、1991年)444頁[山本和彦]、本間靖親＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法』(有斐閣、2005年)59頁など。なお、改正民法3条の3第8号には、国際裁判管轄の管轄原因として、原因行為地と結果

発生地、何れかが我が国内にあるときが挙げられて、立法的に解決されている。

⁶ これに対して、木棚照一「判批(平成13年最判評釈)」リマックス2002年<下>150頁では、仮に外国で発送されたとしても、「日本で警告する意思を持って警告書を郵送した場合には、その意思的行為の結果がわが国で生じた以上、結果発生地を不法行為地とみて不法行為の管轄原因が生じる方が自然なように思われる。」と指摘されている。また、安達栄司「判批(平成13年最判評釈)」NBL735号97頁では、平成13年最判のこの点に関する判旨を、「被告がわが国で何らかの行動を行った、またはわが国の居住者に向けて行動を行ったということが証明(完全証明)されるならば、わが国の国際裁判管轄を正当化するだけの場所的関連性が存在するものとして本案の審理に進むことができる。」という理解が示されている。

⁷ たとえば、道垣内正人「判批(平成13年最判評釈)」著作権判例百選[第4版](別冊ジュリスト198号)225頁では、平成13年最判の判旨について、「より正確には、被告の行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係と、その加害行為地または結果発生地が日本であることを証明することが求められることになろう。」という理解が示されている。また、平成13年最判の調査官解説である、高部真紀子「判批(昭和五〇年最判評釈)」最判解民平成13年度495頁では、平成13年最判の立場を説明して、原因行為地と結果発生地のいずれかが我が国内に所在することを立証すれば足りるとされている。なお、同497頁では、平成13年最判の判旨の本案へのあてはめについては、原因行為地としてみた場合には、原告の法益の存在、被告の行為とその行為地が我が国であること、原告の損害、及び被告の行為と損害との事実的因果関係が要証事実であり、その立証があったとしたものであると説明されており、他方で、損害発生地としてみた場合については、損害が我が国で発生したことが要証事実となした上で、原告が我が国で営業する会社であることからすれば、「損害が我が国で発生したことの立証があったものということもできよう。」と説明されている。したがって、原因行為地については「立証があった」と表現されているのに比して、結果発生地については「立証があったものということもできよう」というように文末に若干の相違があり、後者は可能性の示唆とも読むことができる。

⁸ たとえば、渡辺惺之「判批(①評釈)」ジュリ1332号(平成18年度重判)300頁、片岡雅世「判批(①評釈)」ジュリ1346号104頁など参照。実際にこの判旨では、平成13年最判の規範の引用部分は、「原則として、被告の行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。……(最高裁第二小法廷平成13年6月8日判決。)」とされており、「被告が我が国でした行為により」という文言が、「我が国でした」という文言が消去されて「被告の行為により」に変形している。

⁹ 多田望「判批(②評釈)」ジュリ(平成20年度重判)1376号344頁では、②の判旨が客観的事実の証明を求めながら、実際には仮定を用いて判断している部分があることから、これを正確に適用したといえるかについて疑問があると指摘されている。また、申美穂「判批(②評釈)」ジュリ1386号147頁で

も、②の判旨を精密に分析して、そこで提示された規範が、実際には正確にあてはめられていないという点が指摘されている。

¹⁰ 平成13年最判の拡大された規範を、原因行為地と結果発生地の「少なくとも一方が」我が国に所在するという規範と理解するならば、何れもが所在するという認定もこの規範の適用類型として認められると思われる。

¹¹ 高部・前掲判批494頁。そこでは、請求を理由付けるという意味での請求原因事実として、(c) 損害の発生(及びその額)が示され、これと異なつて管轄原因事実では損害額を含まない事実として「損害の発生」のみを区別するために、特に(c)'と表現されているため、本稿でもこの表現に従った。

¹² たとえば、この調査官解説を引用するものとして、渡辺・前掲①評釈298頁、中西康「判批(⑦評釈)」私法判例リマックス40号(2010年)149頁、長田真里「判批(⑧評釈)」私法判例リマックス43号(2011年)144頁など、なお、多田望・前掲②評釈344頁は、平成13年最判のこうした判旨の理解について疑問を呈するものであるが、ここでは詳述しない。

¹³ ①につき渡辺・前掲①事例評釈299頁では、この裁判例の判旨を「その適用判断は的確に行われており、今後の同種事例に対する適用先例となろう」と評価する。また⑦につき中西・前掲⑦評釈149頁では、この事例の判決が平成13年最判に沿ったものと評価されている。

¹⁴ 齋藤彰「判批(⑥評釈)」ジュリ(平成19年度重判)1354号328頁では、作為義務の存在を前提とする不作為の不法行為が問われた点で、この裁判例の判旨が平成13年最判の判旨を逸脱していると指摘されている。また、高桑昭「判批(⑥評釈)」私法判例リマックス37号(2008年)147頁でも、そもそもこの判旨が適切な積付でなかったことを不作為としたこと自体の不合理を指摘されている。

¹⁵ 申・前掲②評釈147頁では、この裁判例の判旨が平成13年最判の判旨に沿った上で、特に、共同不法行為においては、行為者間の「客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実」の立証がさらに課せられることになったと評価できるとされている。

¹⁶ 長田・前掲⑧評釈145頁では、特許権侵害の一態様である「譲渡の申出」を要求するこの判決の判旨が、平成13年最判の判旨で示された管轄原因事実の証明の範囲を逸脱していると指摘されており、また、多田望「判批(⑧評釈)」9号343頁でも、平成13年最判の判旨の証明すべき事実をさらに過重していると指摘されている。

¹⁷ 客観的事実証明説自体に関する疑問については、拙稿「渉外的要素を含む不法行為訴訟の管轄の主張と立証」伊東乾先生古希記念論文集「民事訴訟の理論と実践」(1991年)285頁以下、また、拙稿「国際裁判管轄の原因の主張と立証」慶應義塾創立150年記念法学部論文集「慶応の法律学 民事手続法」(2008年)225頁参照。

¹⁸ たとえば、佐藤達文＝小林康彦「一問一答 平成23年民事訴訟法等改正」(2012年)72頁。

¹⁹ 拙稿「民法3条の9にいう「特別の事情」があるとされた最高裁判決の検討」獨協大学情報学研究7号69頁(2018年)。